国民年金保険料の特例免除について

(概要)

国民年金法施行規則第 77 条の 7 第 1 号により、「住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたとき」は、申請により保険料を免除することとなっています。

（申請期限）

平成 24 年 7 月～平成 25 年 7 月末まで

（申請書類）

・国民年金保険料免除申請書（国民年金担当窓口にあります）

・被害状況届　　（　　〃　　）

・罹災証明書等

・印鑑

問合先:保険年金課国民年金係　0979-22-1111（内線 266）